

商業動態統計調査計画（変更後）

1 調査の名称

商業動態統計調査

2 調査の目的

商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計調査を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（１）地域的範囲

全国

（２）属性的範囲

商業動態統計調査は、甲調査、乙調査、丙調査、丁１調査、丁２調査、丁３調査及び丁４調査とする。各調査の属性的範囲は、以下のとおり。

① 甲調査

統計法第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成１９年１１月改定）に掲げる中分類５０－各種商品卸売業から中分類５５－その他の卸売業（細分類５５９８－代理商、仲立業を除く。）までに属する事業所のうち従業者１００人以上のものであって経済産業大臣が指定するもの。

② 乙調査

日本標準産業分類に掲げる中分類５０－各種商品卸売業から中分類５５－その他の卸売業（細分類５５９８－代理商、仲立業を除く。）まで、小分類５９１－自動車小売業（細分類５９１４－二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）、小分類５９３－機械器具小売業及び小分類６０５－燃料小売業に属する事業所のうち、経済産業大臣が指定するもの（３の（２）の①、３の（２）の③に規定するもの及び３の（２）の④から⑦に規定する対象企業の傘下事業所を除く。）並びに日本標準産業分類に掲げる中分類５６－各種商品小売業から中分類６１－無店舗小売業まで（小分類５９１－自動車小売業（細分類５９１４－二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）、小分類５９３－機械器具小売業及び小分類６０５－燃料小売業を除く。）に属する事業所のうち、従業者２０人以上のもの（３の（２）の③に規定するもの及び３の（２）の④から⑦に規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって経済産業大臣が指定するもの及び従業者１９人以下のもの（３の（２）の④から⑦に規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって経済産業大臣が指定する地域に存在するもの。

③ 丙調査

日本標準産業分類に掲げる中分類５６－各種商品小売業から中分類６０－その他の小売業までに属する事業所のうち従業者５０人以上のものであって、経済産業大臣が指定するもの（３の（２）の④から⑦に規定する対象企業の傘下事業所を除く。）。

④ 丁１調査

日本標準産業分類に掲げる細分類５８９１－コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）に属する事業所（以下単に「コンビニエンスストア」という。）を自ら経営する企業又はコンビニエンスストア事業（主としてコンビニエンスストアを経営する者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。）を行う企業のうち５００店以上の店舗を有するものであって、経済産業大臣が指定するもの。

⑤ 丁２調査

日本標準産業分類に掲げる細分類５９３１－電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類５９３２－電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。

⑥ 丁３調査

日本標準産業分類に掲げる細分類６０３１－ドラッグストアに属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。

⑦ 丁４調査

日本標準産業分類に掲げる細分類６０９１－ホームセンターに属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。

４ 報告を求める者

（１）数：約１８，０００事業所又は企業

標本抽出の基礎となる母集団の大きさ：約１４１万事業所（平成２４年経済センサス-活動調査）

（２）選定の方法（□全数 ■無作為抽出 ■有意抽出）

「商業動態統計調査に関する標本設計等」参照

（３）報告義務者

事業所の管理責任者、企業を代表する者及び経済産業大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」）を代表する者

１）調査票による提出

報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、別表第１０に掲げる調査票の区分、提出先、提出部数及び提出期日に従って提出する。ただし、一括調査企業の報告義務者は、調査票に所定の事項

を記入し、これに記名し、1部を調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。

2) オンラインによる提出

報告義務者及び一括調査企業の報告義務者は、オンラインを使用して、所定の事項を入力し、別表第10に規定する提出期日までに提出する。

3) 電磁的記録による提出

報告義務者及び一括調査企業の報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査企業の報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を別表第10に規定する調査票の区分、提出先及び提出期日に従って提出する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別表第1から9を参照）

1) 甲調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 事業所名
- ② 事業所所在地
- ③ 従業者数
- ④ 商品販売額
- ⑤ 商品手持額

2) 乙調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 事業所名
- ② 事業所所在地
- ③ 従業者数
- ④ 商品販売額

3) 丙調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 事業所名
- ② 事業所所在地
- ③ 売場面積
- ④ 従業者数
- ⑤ 営業日数
- ⑥ 商品販売額
- ⑦ 商品券販売額
- ⑧ 商品手持額

4) 丁1調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 企業名

- ② 商品販売額
- ③ サービス売上高
- ④ 店舗数

5) 丁2調査、丁3調査、丁4調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 企業名
- ② 商品販売額
- ③ 店舗数
- ④ 商品手持額

(2) 基準となる期日又は期間

商業動態統計調査は、毎月末日現在によって行う。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

甲及び乙調査：経済産業省―都道府県―調査員―報告者

丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査：経済産業省―報告者

(2) 調査方法（☒調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ））

1) 調査員調査

統計調査員は、甲及び乙調査票について指定事業所及び指定調査区事業所の報告義務者に調査票の記入を依頼し、回収する。

2) 郵送調査

経済産業省は、甲、丙及び丁調査票について指定事業所及び指定企業の報告義務者に直接、調査票の記入を依頼し回収する。

3) オンライン調査

経済産業省は、甲、乙、丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査票について指定事業所、指定調査区事業所及び指定企業の報告義務者に直接、調査票の記入を依頼し回収する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

① 甲及び乙調査の提出期限は、調査月の翌月の10日

② 丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査の提出期限は、調査月の翌月の15日

8 集計事項

次の事項について集計する。なお、詳細については、別紙のとおり。

①商業販売に関する事項

②大規模卸売店販売に関する事項

③百貨店・スーパー販売に関する事項

④コンビニエンスストア販売に関する事項

⑤家電大型専門店販売に関する事項

⑥ドラッグストア販売に関する事項

⑦ホームセンター販売に関する事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

経済産業大臣は集計の結果をインターネット（経済産業省ホームページ及び総務省e-stat）及び印刷物又は閲覧に供する方法（電磁的記録からの打ち出しリストの閲覧）により公表する。

(2) 公表の期日

商業動態統計速報は、調査月の翌月下旬。

商業動態統計月報は、調査月の翌々月中旬。

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣
記入済み調査票	1年	都道府県知事
電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

5の（1）の報告を求める事項。